

## 独立行政法人福祉医療機構 貸付金残高証明書（PDF形式）に関する 「よくあるご質問（FAQ）」

### <貸付金残高証明書について>

[問1] 貸付金残高証明書（PDF形式）はいつからダウンロードできますか。

答. ダウンロード開始日は決算月の翌月15日を予定しております。

[問2] 貸付金残高証明書（PDF形式）は「事業報告書等電子報告システム」のどこからダウンロードできますか。

答. 「事業報告書等電子報告システム」にログイン後、①[残高証明書]タブをクリックします。[残高証明書]画面が表示されますので、②[ダウンロード]ボタンをクリックすると、貸付金残高証明書(PDF形式)をダウンロードすることができます。

#### ▼事業報告書等電子報告システム ログイン後の画面



※ 「事業報告書等電子報告システム」に関する FAQ は、[問8] 以降をご参照ください。

[問3] 貸付金残高証明書（PDF形式）の発行は手数料がかかりますか。

答. 手数料は無料です。

[問4] 貸付金残高証明書（PDF形式）は必ずダウンロードしなければなりませんか。

答. 必ずダウンロードする必要はございません。決算月の貸付金残高証明書の発行をご希望されるお客さまのみご利用ください。

[問5] これまで証明書基準日が3月末の貸付金残高証明書について継続して発行を希望していましたが、どうすればよいでしょうか。

答. 貸付金残高証明書（PDF形式）のダウンロードの開始に伴い、これまで毎年度貸付金残高証明書の継続発行をご希望いただいていたお客さまにつきましても、今後は「事業報告書等電子報告システム」からPDF形式の貸付金残高証明書をダウンロードいただきますよう、お願い申し上げます。

令和 6 年 3 月末以降、継続発行の郵送はおこないません。3 月決算月のお客様はダウンロードサービスをご利用ください。3 月以外の決算月で継続発行をご希望いただいていたお客様におかれましては、証明基準日が決算月以外の残高証明書はダウンロードいただけませんので都度ご依頼が必要となります。お手数をおかけいたしますがご了承ください。

[問 6] 「事業報告書等電子報告システム」はいつでも貸付金残高証明書（PDF 形式）をダウンロードできますか。

答. 「事業報告書等電子報告システム」より、基本的にいつでも貸付金残高証明書（PDF 形式）をダウンロードすることができます。

※システムメンテナンス時はご利用いただけない場合があります。

[問 7] 「事業報告書等電子報告システム」から PDF 形式の貸付金残高証明書のダウンロードが難しい場合、書面による発行を依頼することはできますか。

答. 書面による発行は証明基準日が「決算月以外」の貸付金残高証明書の発行をご希望のお客様さま、及び「事業報告書等電子報告システム」の利用 ID が発行されていないお客様さまに限りです。

証明基準日が「決算月」の貸付金残高証明書はダウンロードによる発行のみとなります。ダウンロード方法等でご不明な点がございましたら、次の連絡先までご連絡ください。

【顧客業務部顧客業務課（専用コールセンター）】

TEL:0570-550-210 平日 9:00~17:00（土日祝日を除く）

#### <事業報告書等電子報告システムについて>

[問 8] 「事業報告書等電子報告システム」とは何ですか。

答. 当機構では毎年度、福祉・医療貸付のご融資を受けられたお客様さまに事業報告書等のご提出をお願いしております。「事業報告書等電子報告システム」は、セキュリティに守られた環境で、安心してスムーズに事業報告書等をご提出いただくために設けられたシステムです。

[問 9] 「事業報告書等電子報告システム」のログイン方法がわかりません。

答. 「事業報告書等電子報告システム」のご利用にはログイン ID とパスワードが必要です。当機構ホームページに掲載している「事業報告書等電子報告システム操作説明書」にログイン方法を記載していますのでご利用ください。

▼経営サポート事業「事業報告のご案内ページ」

[https://www.wam.go.jp/hp/guide-keiei-business\\_report\\_guide-tabid-137/](https://www.wam.go.jp/hp/guide-keiei-business_report_guide-tabid-137/)

[問 10] 「事業報告書等電子報告システム」のログインに必要な ID がわかりません。

答. 毎年度郵送しております事業報告書等のご案内に、ID を記載しておりますのでご確認ください。

もしくは、WAM NET 会員入口の下部にございます ID 再発行申請メニューよりお手続きをお願いいたします。

なお、前年度末時点でご契約がないお客様さまには ID を発行しておりません。お手数ですが、依頼書のご郵送をもってご依頼ください。ID は、毎年度ご提出をお願いしている事業報告書等のご案内を郵送する際に発行いたします。ご契約の翌年度に案内が届き次第、システムがご利用いただけます。

[問 11] 「事業報告書等電子報告システム」のパスワードがわかりません。

答. 「事業報告書等電子報告システム」を今年度ご利用頂いた際にお客さまご自身で設定された独自のパスワードでログインすることが可能です。忘れてしまった場合、事前にメールアドレスをご登録していただいているお客さまはパスワードのリセット機能をご利用することができます。ID/パスワード入力画面を下にスクロールし、「困ったときは」の「パスワードリセット」を押下してお手続きください。

なお、毎年度ご提出をお願いしております事業報告書等の郵送の際には、セキュリティの観点からパスワードを一旦リセットし、新たにワンタイムパスワードをお知らせいたしますので、ご注意ください。ご不明な点は、次の連絡先までご連絡ください。

【顧客業務部顧客業務課（専用コールセンター）】

TEL:0570-550-210 平日 9:00～17:00（土日祝日を除く）

[問 12] 「事業報告書等電子報告システム」に関する書類の郵送先を変更することができますか。

答. 「事業報告書等電子報告システム」に関するご案内は法人の本部住所に送付させていただいております。なお、本部住所が変更されている場合は、変更の手続きが必要です。当機構ホームページ内の「福祉・医療貸付をご利用中のお客さまからいただくよくある質問」（<https://www.wam.go.jp/hp/everybody-tabid-1654/>）をご参照ください。詳細につきましては、次の連絡先までご連絡ください。

【顧客業務部顧客業務課（専用コールセンター）】

TEL:0570-550-210 平日 9:00～17:00（土日祝日を除く）